

# 電子保証制度の利用について

工事請負契約及び設計等委託契約において、前金払及び中間前金払を請求される場合は保証事業会社の保証に加入していただく必要がありますが、電子保証制度の利用が可能となりましたのでお知らせします（※設計等委託契約に中間前金払の制度はありません。）。

また、契約保証金に代わる担保等として保証事業会社の契約保証に加入する場合も同様に、電子保証制度が利用できます。

## 電子保証制度の概要

これまで、保証申込みから保証証書の提出まで書面で行っていましたが、今後は書面に代わってインターネット上で手続きを行うこともできます。

詳細は、東日本建設業保証株式会社のホームページをご覧ください。

○URL:<https://www.ejcs.co.jp/e-surety/>

## 対 象

前金払、中間前金払の請求を行う工事及び契約保証への加入が必要な工事で、保証事業会社の保証に加入する場合は、電子保証制度が利用できます（※設計等委託契約に中間前金払の制度はありません。）。

## 契約締結後の手続きについて

電子保証制度を利用する場合は、認証キーを提出していただくことで、書面による証書等の提出は不要となります。なお、書面の保証証書を提出する場合の提出資料は、これまでと変更ありません（保証証券、保証証券の写し、保証約款）。

電子保証制度を利用する場合は、以下のアドレス宛てに保証事業会社より発行される「電子保証にかかる『認証キー』のお知らせ(PDF)」を提出してください。

○提出先メールアドレス:01-KEIYAKU@city.katsushika.lg.jp

## その他

保証に関する資料以外は、契約締結時に提出していただく資料に変更はありません。

### 【問合せ先】

葛飾区総務部契約管財課契約係  
03-5654-8157・8161・6215